

下野市しみん掲示板設置要綱を次のように定める。

令和3年3月16日

下野市長 広瀬 寿雄

下野市しみん掲示板設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民活動（下野市民が行う非営利かつ公益的な活動をいう。以下同じ。）の情報発信手段として提供する下野市しみん掲示板（以下「掲示板」という。）の設置及び取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 掲示板の設置場所は、下野市役所内とする。

(管理者)

第3条 掲示板は、総務人事課長（以下「管理者」という。）が管理する。

(情報等)

第4条 掲示板に掲載する情報は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内を拠点に活動する市民活動に関するものであること。
- (2) 市内でイベント等を実施するものであること。
- (3) 参加料については、実費を除き、無料であること。
- (4) 問合せ先及び担当者が明確であること。
- (5) 掲載する内容が次の項目のいずれにも該当しないものであること。

ア 営利を目的としたもの

イ 宗教活動を目的としたもの

ウ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は

反対することを目的としたもの

エ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体によるもの

オ 公共の福祉に反するもの

カ 第三者を誹謗、中傷又は差別する内容を含んだもの

キ イベント等の主催者名及び連絡先の記載のないもの

ク その他市長が掲載目的に適さないと認めたもの

(申請等)

第5条 前条に該当する情報の掲載を希望する者は、下野市しみん掲示板掲載依頼及び誓約書（別記様式）に掲載する情報の見本を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、掲載期限を定め、当該申請を許可するものとする。

(掲載の中止)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、管理者は、偽りその他不正な手段により掲示板への情報の掲載許可を受けたことが明らかになったときその他特別な事由が生じたときは、当該情報の掲載を中止することができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

下野市しみん掲示板掲載依頼及び誓約書

申請者	(団体名) 代表者氏名 担当者氏名
所在地	
連絡先	()
内容	
掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日

上記内容について、下野市しみん掲示板への掲載を依頼します。

なお、掲載する情報は、別紙見本のとおりであり、下野市しみん掲示板設置要綱第4条に規定する要件を満たすものである旨相違ありません。

また、掲載する情報の内容に関する一切の責任は申請者にあり、支障が発生した場合に掲載を中止することに同意します。

年 月 日

下野市長 様

申請者名 _____

申請された団体等の情報については、下野市しみん掲示板への掲載事務以外には使用しません。

掲載期間について希望に添えない場合があります。

(市役所使用欄)

決裁日 (年 月 日)

課長	課長補 佐	GL	担当者
----	----------	----	-----

--	--	--	--

上記内容の掲載については、

1. 許可します。
2. 不許可とします。